

## 三鷹市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、法及び規則において使用する用語の例による。

(認定申請書に添付する書類)

第3条 規則第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とする。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者は、市長が法第5条の4の認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 市長は、法第5条の8の規定により認定管理者等に対し管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めるときは、報告依頼書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の報告を求められた認定管理者等は、報告書（様式第4号）により報告するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第5条の9の規定による命令をするときは、措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

（認定管理計画に基づく管理の取りやめ）

第8条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消しの通知）

第9条 市長は、法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（委任）

第10条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。